

議案第 22 号

天理市国民健康保険条例の一部改正について

天理市国民健康保険条例の一部を次のように改正しようとする。

平成31年 3 月 1 日提出

天理市長 並 河 健

天理市国民健康保険条例の一部を改正する条例

天理市国民健康保険条例（昭和34年 3 月天理市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第15条の 6 中「54万円」を「58万円」に改める。

第19条第 1 項中「54万円」を「58万円」に改め、同項第 2 号中「275,000円」を「28万円」に改め、同項第 3 号中「50万円」を「51万円」に改め、同条第 3 項及び第 4 項中「54万円」を「58万円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の天理市国民健康保険条例の規定は、平成31年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。